

要綱（骨子）案

第一 保釈中又は勾留執行停止中の被告人に対する報告命令制度の創設

一 報告命令

1 裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行を停止する場合において、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、被告人に対し、住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次の(一)又は(二)に掲げるところにより報告をすることを命ずることができるものとすること。

- (一) 裁判所の定める時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。
 - (二) 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。
- 2 裁判所は、必要があると認めるときは、被告人に対し、裁判所の指定する日時及び場所に出頭して1の報告をすることを命ずることができるものとすること。
- 3 裁判所は、1又は2による報告があつたときにはその内容を、1(一)又は2(一)に係る部分

に限る。) による報告がなかつたとき又は1(1)又は2(1)に係る部分に限る。) による報告がなかつたことを知つたときにはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知するものとすること。

二 報告命令に違反した場合の保釈等の取消し

裁判所は、正当な理由がなく一1又は2による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができるものとすること。

三 その他所要の規定の整備

第二 保釈中又は勾留執行停止中の被告人の監督者制度の創設

一 監督者の選任

1 裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行を停止する場合において、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、適当と認める者を、その者の同意を得て、監督者として選任することができるものとすること。

2 裁判所は、1の同意を得るに当たつては、1の者に対し、一1及び2の義務並びに五の責任を理解

させるために必要な事項を説明しなければならないものとすること。

二 監督者の義務等

1 監督者は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するために必要な監督をするものとすること。

2 裁判所は、監督者に対し、次の(1)又は(2)に掲げる事項の一方又は双方を命ずるものとすること。

(1) 被告人が召喚を受けたときその他この法律の規定により被告人が出頭しなければならない場合において、裁判所の指定する日時及び場所に、被告人と共に出頭すること。

(2) 被告人の住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて、次の(1)又は(2)に掲げるところにより報告をすること。

(1) 裁判所の定める時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。

(2) 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

3 裁判所は、2(1)による出頭があつたときにはその旨を、2(2)による報告があつたときにはあつ

てはその内容を、2(1)による出頭若しくは2(1)(1)による報告がなかつたとき又は2(1)(2)による報告がなかつたことを知つたときにはその旨を、それぞれ速やかに検察官に通知するものとすること。

4 裁判所は、監督者を選任した場合において、被告人に対し、出頭すべき日時及び場所を定めて出頭することを命じたときは、速やかに、監督者に対し、その旨並びに当該日時及び場所を通知するものとすること。

三 監督保証金

1 監督者を選任する場合には、監督保証金額を定めなければならないものとすること。

2 監督保証金額は、監督者の資産、被告人との関係その他の事情を考慮して、適當と認める金額でなければならぬものとすること。

3 1による監督者の選任があつたときは、保釈を許す決定は、刑事訴訟法第九十四条第一項の規定にかかわらず、保証金及び監督保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができないものとし、勾留の執行を停止する決定は、監督保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができないものとすること。

四 監督者の解任等

1 裁判所は、次の(一)から(四)までのいずれかに該当すると認めるとときは、監督者を解任することができるものとすること。

(一) 正当な理由がなく監督者が一二による命令に違反したとき。

(二) 監督者が、心身の故障その他の事由により、一二(一)又は(二)に掲げる事項をすることができない状態になったとき。

(三) 監督者から解任の申出があつたとき。

2 被告人は、監督者が1(二)に該当することを知つたときは、速やかにその旨を裁判所に届け出なければならぬものとすること。

3 2による届出をしなかつたときは、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができるものとすること。

4 裁判所は、1若しくは8により監督者を解任した場合又は監督者が死亡した場合において、相当と認めるときは、新たに監督者を選任することができるものとし、この場合において、必要があると認

めるときは、保証金額を変更することができるものとすること。

5 裁判所は、1若しくは8により監督者を解任した場合又は監督者が死亡した場合において、4により新たに監督者を選任しないときは、保証金額を増額し、又は保釈若しくは勾留の執行停止を取り消すことができるものとすること。

6 被告人は、4又は5により保証金額が増額されたときは、裁判所が定める期限までに、増額分の保証金を納めなければならないものとすること。

7 裁判所は、被告人が6の保証金を納めなかつたときは、決定で保釈を取り消さなければならぬものとすること。

8 裁判所は、4により選任された監督者が裁判所の定める期限までに監督保証金を納付しなかつたときは、監督者を解任しなければならぬものとすること。

五 監督保証金の没取

1 裁判所は、4-1-1により監督者を解任する場合には、決定で監督保証金の全部又は一部を没取することができるものとすること。

2 保釈又は勾留の執行停止を取り消す場合（刑事訴訟法第九十六条第一項第一号又は第二号に当たる場合及び第一の一、二又は第五の一、二による出頭をしなかつた場合に限る。）についても、1と同様とするものとすること。

六 その他所要の規定の整備

第三 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設

一 召喚を受けた公判期日への不出頭罪

保釈され、又は勾留の執行を停止されている被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、二年以下の懲役に処するものとすること。

二 制限住居離脱罪

1 裁判所は、刑事訴訟法第九十三条第三項又は第九十五条の規定により被告人又は被疑者の住居を制限する場合において、必要があると認めるときは、裁判所の許可を受けないで裁判所の定める期間を超えて当該制限に係る住居（以下「制限住居」という。）を離れてはならない旨の条件を付することができるものとし、当該期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して定めるものとすること。

2 裁判所は、1の許可をするときは、制限住居を離れる理由その他の事情を考慮して、制限住居を離れることができる期間を定めるものとすること。

3 2により定めた期間は、必要があるときは、これを延長することができるものとすること。

4 制限住居を離れた者が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、一年以下の懲役に処するものとすること。

(一) 1の許可を受けないで、正当な理由がなく1により定められた期間を超えて制限住居に帰着しないとき。

(二) 正当な理由がなく2により定められた期間(3により延長された場合には、当該延長された期間)を超えて制限住居に帰着しないとき。

三 保釈又は勾留執行停止の取消し・失効後の出頭命令違反の罪

1 保釈若しくは勾留の執行停止が取り消され、又は刑事訴訟法第三百四十三条の規定によりその効力を失った場合において、被告人又は被疑者が収容されていないときは、検察官は、被告人又は被疑者に対し、日時及び場所を指定して出頭することを命ずることができるものとすること。

2 正当な理由がなく1による出頭をしない者は、二年以下の懲役に処するものとすること。

四 勾留執行停止期間満了後の不出頭罪

1 刑事訴訟法第九十五条の規定により勾留の執行を停止する場合においては、勾留の執行を停止する期間を定め、及び適当と認める条件を付することができるものとすること。

2 1の期間を定める場合には、その終期を年月日時をもつて定めるとともに、当該年月日時に被告人又は被疑者が出頭すべき場所を定めるものとすること。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、1により定めた期間を延長し、又は短縮することができるものとすること。

4 正当な理由がなく1により定められた期間（3により延長され、又は短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）を超えて2により定められた場所に出頭しない者は、二年以下の懲役に処するものとすること。

五 刑の執行のための呼出しに係る不出頭罪

刑事訴訟法第四百八十四条（同法第五百五条において準用する場合を含む。）の規定により呼出しを

受け正当な理由がなく出頭しない者は、二年以下の懲役に処するものとすること。

第四 逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等

一 逃走罪の主体の拡張及び法定刑の引上げ

法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に処するものとすること。

二 加重逃走罪の主体の拡張

拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、一の罪を犯した者は、三月以上五年以下の懲役に処するものとすること。

第五 G P S 端末により保釈中の被告人の位置情報を取得・把握する制度の創設

一 G P S 端末装着命令

1 裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が本邦外に逃亡することを防止するため必要があると認めるときは、被告人に対し、G P S 端末（人工衛星から発射される信号を受信して端末の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）をするとともに、位置測定に係る端末の位置及び時刻に関する情報（以下「端末位置情報」という。）を伝達する信号を裁判所が管理する電気

通信設備に送信する機能を有する電子計算機であつて、人の身体に装着された場合においてその全部又は一部を損壊することなくこれを当該人の身体から取り外すことを困難とする構造その他裁判所の規則で定める構造を有するものをいう。以下同じ。）を自己の身体に装着することを命ずること（以下「G P S端末装着命令」という。）ができるものとすること。

2 G P S端末には、次に掲げる機能を附加するものとすること。

（1） 次に掲げる事由その他当該G P S端末を装着した者の出国を防止し、又はその位置を把握するためには検知すべき事由として裁判所の規則で定めるものの発生を検知する機能

- （1） G P S端末が3により定められる所在禁止区域内に所在すること。
- （2） G P S端末がこれを装着した者の身体から離れたこと。
- （3） 人工衛星から発射される信号の受信及び端末位置情報を伝達する信号の送受信に関する通信（以下「位置測定通信」という。）が行われなくなつたこと。
- （4） 位置測定通信が回復したこと。

（2）（1）に定める事由が検知されたときは、直ちに、自動的に、その旨をその者に知らせる機能

(三) (一)から(四)までに掲げる事由が検知されたときは、直ちに、自動的に、当該事由の発生を示す信号を1の電気通信設備に送信する機能

3 GPS端末装着命令を発する場合においては、裁判所は、裁判所の規則で定めるところにより、空港その他の飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の出国する際に立ち入ることとなる区域のうち、保釈された場合に被告人が裁判所の許可なく所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとすること。

4 GPS端末装着命令が発せられたときは、刑事訴訟法第九十四条第一項の規定にかかわらず、保釈を許す決定は、保証金の納付があり、かつ、裁判所が被告人の身体にGPS端末が装着されたことを確認した後でなければ、これを執行することができないものとすること。

二 GPS端末装着命令を受けた被告人の遵守事項等

- 1 GPS端末装着命令を受けた被告人は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとすること。
 - (一) 裁判所の許可なく、所在禁止区域内に所在してはならないこと。
 - (二) GPS端末を自己の身体に装着し続けること。

(三) 次の(1)から(3)までに掲げる行為をしないこと。

(1) G P S 端末を損壊する行為

(2) G P S 端末が送信し若しくは受信する電波を遮断し、又はこれに障害を与える行為

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、G P S 端末による被告人の位置の把握に支障を生じさせること

となる行為として裁判所の規則で定める行為

(四) 裁判所の規則で定める方法により、G P S 端末の充電その他G P S 端末の機能の維持に必要な管理をすること。

(五) 自己の身体に装着されたG P S 端末により位置測定通信が行われていないことを知ったときは、遅滞なく、裁判所に対し、G P S 端末の損壊又は機能の障害の有無及び程度、電池の残量、自己の現在地その他位置測定通信の回復のために必要な事項として裁判所の規則で定める事項を報告すること。

2 裁判所は、位置測定通信の回復その他G P S 端末による被告人の位置の把握のために必要な措置を講ずる必要があると認めるときは、1の被告人に対し、裁判所の指定する日時及び場所に出頭すること。

とを命ずることができるものとすること。

3 裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、期間を定めて、1の被告人に対し、G P S端末を自己の身体に装着しないでいることを許可することができるものとすること。

4 G P S端末装着命令は、次の(一)から(四)までに掲げる区分に従い、当該(一)から(四)までに定める時に、その効力を失うものとすること。

- (一) 保釈が取り消された場合 刑事訴訟法第九十八条の規定により刑事施設に収容された時
- (二) 禁錮以上の刑に処する判決（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをするものを除く。）の宣告があつた場合 同法第三百四十三条において準用する同法第九十八条の規定により刑事施設に収容された時又は当該判決に係る刑の執行が開始された時
- (三) 拘留に処する判決の宣告があつた場合 当該判決に係る刑の執行が開始された時
- (四) 無罪、免訴、刑の免除、刑の全部の執行猶予、公訴棄却、罰金若しくは科料又は同法第八十七条の規定による勾留の取消しの裁判の告知があつた場合 当該裁判の告知があつた時

裁判所は、次の(一)から(四)までのいずれかに該当するときは、検察官の請求により又は職権で、決定

で保釈を取り消すことができるものとすること。

- (一) 1(一)に違反して、正当な理由がなく所在禁止区域内に所在したとき。
- (二) 1(一)に違反して、正当な理由がなくG.P.S.端末を自己の身体に装着しないでいたとき。
- (三) 正当な理由がなく1(四)又は四のいずれかに違反する行為をしたとき。
- (四) 正当な理由がなく1(五)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (五) 正当な理由がなく2による出頭をしないとき。

三 被告人の身柄確保のための措置等

裁判所は、二一の被告人について、次の1から3までのいずれかに該当するときは、検察官の請求により又は職権で、当該被告人を勾引することができるものとし、ただし、明らかに勾引の必要がないと認めるときは、この限りでないものとすること。

- 1 一2(二)に掲げる機能により送信された同(一)(1)に掲げる事由の発生を示す信号を受信したとき。
- 2 一2(二)に掲げる機能により送信された同(一)(2)に掲げる事由の発生を示す信号を受信したとき (二)3 の期間において受信した場合を除く。)。

3 一2(3)に掲げる機能により送信された同(3)に掲げる事由の発生を示す信号を受信した後、裁判所の規則で定める時間を経過するまでに、同(4)に掲げる事由の発生を示す信号の受信がなく、かつ、二1(5)による報告がなかつたとき。

四 端末位置情報の確認等

- 1 裁判所は、一2(3)に掲げる機能により送信された同(1)から(4)までのいずれかに掲げる事由の発生を示す信号を受信したときは、直ちに、その旨を検察官に通知するものとすること。
- 2 裁判所は、一2(3)に掲げる機能により送信された同(1)から(3)までのいずれかに掲げる事由の発生を示す信号を受信したときは、二1の被告人に係る端末位置情報の確認をすることができるものとし、ただし、一2(3)に掲げる事由の発生を示す信号を受信した場合における端末位置情報の確認については、当該信号を受信する前のものに限り、これをすることができるものとすること。
- 3 検察官は、1の通知を受けたときは、裁判所の許可を得て、一1の電気通信設備にアクセスして、二1の被告人に係る端末位置情報の確認をすることができるものとすること。
- 4 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、二1の被告人について、三により発せられた勾引状を執

行し、又は刑事訴訟法第九十八条（同法第三百四十二条において準用する場合を含む。）の規定により刑事施設に収容するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、一の電気通信設備にアクセスして、当該被告人に係る端末位置情報の確認をすることができるものとすること。

5 G P S 端末装着命令を受けた者について、同法第四百八十四条又は第四百八十五条の規定により発せられた収容状を執行するときについても、4と同様とするものとすること。

6 端末位置情報の確認は、2から5までによる場合を除き、これをしてはならないものとすること。

五 罰則

1 G P S 端末装着命令を受けた者が次の〔から〕までのいずれかに該当するときは、一年以下の懲役に処するものとすること。

〔〕二〔〕に違反して、正当な理由がなく所在禁止区域内に所在したとき。

〔〕二〔〕に違反して、正当な理由がなくG P S 端末を自己の身体に装着しないでいたとき。

〔〕正当な理由がなく二〔〕に違反する行為をしたとき。

2 二の被告人が次の〔又は〕のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役に処するものとすること

と。

(一) 正当な理由がなく二二回による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(二) 正当な理由がなく二二回による出頭をしないとき。

六 その他所要の規定の整備

第六 禁錮以上の実刑判決宣告後における裁量保釈の要件の明確化

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は、刑事訴訟法第九十条の規定による保釈を許すには、同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならぬものとし、ただし、当該判決の宣告にかかわらず、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでないものとすること。

第七 控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け等

一 刑事訴訟法第二百九十条の規定にかかわらず、控訴裁判所は、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈され又は勾留の執行を停止されているものについては、判決を宣告する公判期日への出頭を命じなければならないものとし、ただし、重い疾病又は傷害その他やむを得ない事由に

より被告人が公判期日に出頭することが困難であると認めるときは、この限りでないものとすること。

二 控訴裁判所は、一の被告人が出頭しないときは、次の1から3までに掲げるものを除き、判決を宣告することができないものとし、ただし、一ただし書により出頭を命じなかつた被告人について、刑の執行のためその者を収容するのに困難を生じさせるおそれがないと認めるときは、この限りでないものとすること。

- 1 無罪、免訴、刑の免除、公訴棄却又は管轄違ひの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決
- 2 事件を原裁判所に差し戻し、又は移送する判決
- 3 無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の言渡しをする判決

三 控訴裁判所は、保釈又は勾留の執行停止を取り消された被告人が勾留されていないときも、一本文と同様とするものとし、ただし、被告人が逃亡していることにより勾留することが困難であると見込まれる場合において、次の1又は2に掲げる判決について、これを速やかに宣告する必要があると認めるときは、この限りでないものとすること。

- 1 公職選挙法第二百五十三条の二に規定する刑事事件についての判決

2 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第三項の規定による犯罪被害財産の没収若しくは同法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の追徴の言渡しをする判決又はこれらの言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決

四 その他所要の規定の整備

第八 保釈等の取消し及び保釈保証金の没取に関する規定の整備

一 保釈された者が、禁錮以上の刑に処する判決（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをするものを除く。二において同じ。）又は拘留に処する判決の宣告を受けた後、確定した刑の執行のため呼出しを受け正当な理由がなく出頭しないときは検察官の請求により、これらの判決を受けた後、逃亡したとき（保釈されている場合を除く。）は検察官の請求により又は職権で、それぞれ決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならないものとすること。

二 禁錮以上の刑に処する判決の宣告を受けた後、保釈され又は勾留の執行を停止されている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならぬものとすること。

三 二により保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならないものとすること。

第九 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度等の新設

一 禁錮以上の実刑判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度

1 禁錮以上の実刑判決の宣告があつた場合の出国制限

禁錮以上の刑に処する判決（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをするものを除く。）の宣告を受けた者は、本邦から出国しようとするとときは、裁判所の許可を受けなければならないものとすること。

2 裁判所の許可による一時出国

(1) 一時出国の許可の請求

1の者又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、1の許可の請求をすることができるものとすること。

(2) 一時出国の許可

〔の請求があつたときは、1の者がこの〔により裁判所の定める期間内に本邦に帰国せず、又は入国しないおそれの程度のほか、本邦から出国できないことにより1の者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、本邦から出国することを許すべき特別の事情があると認めるときは、本邦外の地域に在ることができる期間を定めて、1の許可をできるものとすること。

(三) 一時出国の許可に当たつての検察官の意見の聴取

裁判所は、1の許可をする決定又は〔の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならぬものとすること。

(四) 保証金額及び一時出国の許可の条件

- (1) 1の許可（保釈を許す決定を受けた被告人に係るものと除く。）をする場合には、保証金額を定めなければならないものとすること。
- (2) (1)の保証金額は、1の判決に係る刑名及び刑期、1の者の性格、生活の本拠及び資産、その者が外国人である場合にあつてはその在留資格の内容その他の事情を考慮して、1の者が〔の期間内に本邦に帰国し、又は入国することを保証するに足りる相当な金額でなければならないものと

すること。

(3) 1の許可をする場合には、1の者の渡航先を制限しその他適当と認める条件を付することができるものとすること。

(4) 一時出国の保証金の納付

(1) 1の許可は、(4)(1)の保証金額が定められたときは、保証金の納付があつた時にその効力を生ずるものとすること。

(2) 裁判所は、1の許可の請求をした者でない者に(4)(1)の保証金を納めることを許すことができるものとすること。

(3) 裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認める1の者以外の者の差し出した保証書をもつて(4)(1)の保証金に代えることを許すことができるものとすること。

(5) 一時出国の許可の取消し及び保証金の没取

(1) 裁判所は、次のア又はイのいずれかに該当すると認めるときは、検察官の請求により又は職權で、決定で、1の許可を取り消すことができるものとすること。

ア 1の許可を受けた者が正当な理由がなく〔〕の期間内に本邦に帰国せず、又は入国しないと疑うに足りる相当な理由があるとき。

イ 1の許可を受けた者が渡航先の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

(2) 1の許可を取り消す場合には、裁判所は、決定で〔1〕の保証金の全部又は一部を没取することができるものとすること。

(3) 1の許可を受けた者が正当な理由がなく〔〕の期間内に本邦に帰国せず、又は入国しなかつたときは、裁判所は、当該許可に係る事件の裁判が確定する前にあつては検察官の請求により又は職権で、当該裁判が確定した後にあつては検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取することができるものとすること。

(七) 一時出国の許可の失効

1の判決に対する上訴が棄却されたときは、1の許可は、その効力を失うものとすること。

3 1に違反して出国しようとした場合等の被告人の勾留等

(一) 裁判所は、1の判決の宣告を受けた被告人が1の許可を受けることなく本邦から出国し又は出国

しようとしたときは、検察官の請求により又は職権で、次の(1)から(3)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(3)までに定める決定をすることができるものとすること。

- (1) 当該被告人について勾留状が発せられていない場合 勾留する決定
- (2) 当該被告人が保釈されている場合 保釈を取り消す決定

- (3) 当該被告人について勾留の執行が停止されている場合 勾留の執行停止を取り消す決定

〔一〕 裁判所は、保釈を許す決定を受けた被告人が1の許可を受けた場合において、当該許可が取り消されたとき又は正当な理由がなく2〔一〕の期間内に本邦に帰国せず、又は入国しなかつたときは、検察官の請求により又は職権で、決定で、保釈を取り消すことができるものとすること。

〔二〕 檢察官は、1の判決が確定した者が1の許可を受けることなく本邦から出国し又は出国しようとしたときは、直ちに收容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができるものとすること。

4 出国制限の失効

次のいずれかに該当するときは、1による出国の制限は、その効力を失うものとすること。

(一) 1の判決に係る刑の執行が開始されたとき又はその執行を受けることがなくなつたとき。

(二) 1の判決が破棄されたとき。

(三) (一)に当たる場合を除くほか、公訴が棄却されたとき。

二 罰金の裁判の告知を受けた被告人に対する出国禁止命令及び勾留

1 罰金の裁判の告知を受けた被告人に対する出国禁止命令

(一) 裁判所は、罰金の裁判（刑の執行猶予をするものを除く。以下同じ。）の告知を受けた被告人について、当該裁判の確定後において罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるとときは、勾留状を発する場合を除き、検察官の請求により又は職權で、決定で、裁判所の許可を受けないで本邦から出国してはならないことを命ずるものとすること。

(二) (一)の被告人について、保釈を許し、又は勾留の執行を停止する場合において、罰金の裁判の確定後において罰金を完納することができない」となるおそれがあると認めるときも、(一)と同様とするものとすること。

2 裁判所の許可による一時出国

1の許可について、一2(1)から(4)までに相当する規定を設けるものとすること。

3 出国禁止命令に違反して出国しようとした場合等の被告人の勾留等

(一) 裁判所は、1による命令を受け、1の許可を受けることなく本邦から出国し又は出国しようとした被告人について、罰金の裁判の確定後において罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、次の(1)から(3)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(3)までに定める決定をすることができるものとすること。

- (1) 当該被告人について勾留状が発せられていない場合 勾留する決定
- (2) 当該被告人が保釈されている場合 保釈を取り消す決定

(3) 当該被告人について勾留の執行が停止されている場合 勾留の執行停止を取り消す決定

(二) 裁判所は、保釈を許す決定を受けた被告人が1の許可を受けた場合において、当該許可が取り消されたとき又は正当な理由がなく2において設けるものとする一2(1)に相当する規定により裁判所が定める期間内に本邦に帰国せず、又は入国しなかつたときは、検察官の請求により又は職権で、決定で、保釈を取り消すことができるものとすること。

4 出国禁止命令及び勾留の失効

次のいずれかに該当するときは、1による命令及び3による勾留は、その効力を失うものとすること。

(一) 罰金に相当する金額について仮納付の裁判が執行されたとき。

(二) 罰金の裁判が破棄されたとき。

(三) 略式命令の効力が失われたとき。

三 罰金の裁判が確定した者に対する出国禁止命令及び拘禁

1 罚金の裁判が確定した者に対する出国禁止命令

裁判所は、罰金の裁判が確定した者（二-1による命令の効力が存続している者を除く。）について、罰金を完納することができないおそれがあると認めるときは、3-1(3)により拘禁状を発する場合を除き、検察官の請求により、決定で、裁判所の許可を受けないで本邦から出国してはならないことを命ずるものとすること。

2 裁判所の許可による一時出国

1の許可について、一二一から六までに相当する規定を設けるものとすること。

3 罰金の裁判が確定した者の拘禁

(一) 拘禁の要件

裁判所は、次の(1)から(3)までに掲げる者について、罰金を完納することができないおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、罰金の裁判の確定後、刑法第十八条第五項に定める期間が経過するまでの間、その者を拘禁することができるものとすること。

- (1) 一二三により勾留状が発せられている者
- (2) 一二による命令を受け、罰金の裁判の確定後に一二の許可を受けることなく本邦から出国し若しくは出国しようとした者、又は1による命令を受け、1の許可を受けることなく本邦から出國し若しくは出国しようとした者
- (3) 逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある者

(二) 拘禁の手続

- (1) 拘禁は、その者に対し理由を告げこれに關する陳述を聴いた後でなければ、することができな

いものとし、ただし、その者が逃亡した場合は、この限りでないものとすること。

(2) 拘禁は、拘禁状を発してこれをしなければならないものとすること。

(3) 拘禁の日数は、その一日を、告知された罰金をその告知とともに定められた留置の期間の日数で除して得た金額に換算し、全部これを本刑に算入するものとすること。

4 出国禁止命令及び拘禁の失効

次のいずれかに該当するときは、二一又は1による命令及び拘禁は、その効力を失うものとすること。

- (一) 罰金が完納されたとき。
- (二) 罰金について労役場留置の執行を開始したとき。
- (三) 拘禁の日数が罰金の告知とともに定められた留置の期間の日数を超えることとなつたとき。
- (四) 罰金刑の執行を受けることがなくなつたとき。

四 その他所要の規定の整備

第十 裁判の執行に関する調査手法の充実化等

一 裁判の執行に必要な調査

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して、その目的を達するため必要な調査をすることができるものとし、ただし、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これをすることができないものとすること。

二 任意出頭・質問・鑑定等の嘱託

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判の執行を受ける者その他の者の出頭を求め、質問をし、又は裁判の執行を受ける者以外の者に鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができるものとすること。

三 領置

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行を受ける者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができるものとすること。

四 差押え・記録命令付差押え・捜索・検証

1 検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、

記録命令付差押え、搜索又は検証をできるものとし、この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならないものとすること。

2 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をできることがとされてい電磁的記録を保管するために使用されていると認めに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができるものとすること。

3 1の令状は、検察官の請求により、これを発するものとすること。

4 検察官は、1の身体検査令状の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならないものとすること。

5 裁判官は、身体の検査に關し、適當と認める条件を付することができるものとすること。

五 令状の記載事項

1 四1の令状には、裁判の執行を受ける者の氏名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させ

るべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならないものとすること。

2 四2の場合には、四1の令状に、1の事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならないものとすること。

3 刑事訴訟法第六十四条第一項の規定は、四1の令状に記載すべき裁判の執行を受ける者の氏名が明らかなでない場合について準用するものとすること。

六 鑑定に必要な処分

1 一による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、刑事訴訟法第百六十八条第一項に規定する処分をすることができるものとすること。

2 檢察官が一による鑑定の嘱託をした場合における1の許可の請求は、検察官からこれをしなければならないものとすること。

3 裁判官は、2の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならないものとすること。

七 裁判所又は裁判官による差押え等

裁判所又は裁判官は、その指揮をすべきこととされている裁判の執行に関して必要があると認めるときは、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をできるものとすること。

八 檢察事務官による調査等

検察官は、一の調査又は二、三若しくは四1若しくは2の処分をする場合において、必要があると認めるときは、検察事務官に当該調査又は処分をさせることができるものとすること。

九 その他所要の規定の整備

第十一 刑の時効の停止に関する規定の整備

刑（死刑及び没収を除く。）の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しないものとすること。